

山梨県食品流通合理化対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長通知）、山梨県食品流通合理化対策事業実施要領（平成24年2月24日付け果食第1499号山梨県知事通知、以下「実施要領」という。）等に基づいて、甲府市（以下「事業実施主体」という。）が実施する地方卸売市場の施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、事業実施主体が前条に規定する実施要綱等に基づいて行う事業に要する経費について交付するものとし、補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の精査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い事業実施主体に

通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体は事業の新設又は廃止、事業実施主体の変更、その他補助事業の内容の変更（別表に掲げる軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）を提出して知事の承認を受けるものとする。
また、上記の変更をしようとする場合は、事前に、実施要領第5条2項の規定により事業の変更承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助事業を中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けるものとする。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この事業により取得した財産等については、管理規定を定め、財産管理台帳（様式第4号）を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 事業実施主体は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第6号）により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1カ月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

- 2 第3条第2項のただし書に該当した事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書により交付申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により

減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

（処分の制限）

第9条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の制限を受けるものとする。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法施行令（昭和30年政令第55号）第13第4号の規定に基づく財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

（書類の保管）

第10条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

（書類の提出）

第11条 本要綱により提出する書類は、正副2部を知事に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年3月6日から施行する。

(別表)

区 分	経 費	補 助 率	軽 微 な 変 更
山梨県食品流通合理化対策事業	事業費 実施要綱に基づいて行う 地方卸売市場の施設整備 事業に要する経費	当該補助事業費 の3分の1以内	補助事業の目的の達成 に支障をきたさない事業 計画の細部の変更であっ て、交付決定を受けた補 助金の額の増額を伴わ ない場合